

# 訪問理美容 利用助成事業

## 申請のご案内



### 助成 内容

福島市指定の理美容師が利用者の自宅に訪問して行う理美容サービスにかかる出張費用の一部を助成します。

1枚 1,000 円分の利用券を年間4枚を上限として交付します。

※カット代等は全額利用者負担となります。

※1回につき利用できる枚数は1枚です。

※同一月内に利用できるのは1枚までとなります。

### 対象者

福島市内に住所を有する高齢者で、以下の全てに該当する方。

- ① 在宅の方(有料老人ホーム等の施設やサービス付き高齢者向け住宅等に入居・入所している方は対象外となります。)
- ② 要介護「3」、「4」、「5」に該当する方
- ③ 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がランク B から C に該当する方

## お問い合わせ先

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 024-525-7657

お手続きの流れは裏面をご覧ください。

## お手続きの流れ

### ① 申請

- ・長寿福祉課、各支所、最寄りの地域包括支援センターにて申請書をご記入ください。
- ・ご利用条件を確認し、満たしていない場合は、他サービスをご検討ください。
- ・オンライン申請も可能です。こちらからアクセスしてください。



### ② 調査

- ・担当地区の地域包括支援センターにて調査書を作成いたします。
- ・お体の状況やご利用者様の情報をご確認させていただきます。



### ③ 審査

- ・調査書を基に市で審査し、結果を通知いたします。
- ・申請月により利用券の交付枚数が異なります。

申請月	交付枚数
4月～6月	4枚
7月～9月	3枚
10月～12月	2枚
1月～3月	1枚



### ④ 利用開始

- ・利用券と一緒に送りする指定理美容店一覧の中から希望の店舗を選び、直接お申込みください。
- ・訪問理美容サービスを利用後、利用券1枚を渡し差額の料金をお支払いください。
- ・利用する場合は、必ず介助者を付けてください。

#### ----- 注意事項 -----

- ① 施設入所等で在宅でなくなった場合や要介護度が2以下になった場合には、利用券をご返却ください。
- ② 利用券の有効期限は、発行した年度の年度末です。
- ③ 毎年2月頃に翌年度分の更新申請書を郵送します。  
更新希望者に対して、翌年度分の利用券を翌年度4月に交付します。